

株 主 各 位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 **VALOR** ホールディングス

代表取締役会長兼社長 田代正美

第62期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 (法令及び当社定款に基づくみなし提供事項)

第62期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、2019年6月3日よりインターネット上の当社ホームページ(<http://www.valorholdings.co.jp>)に掲載することにより、「第62期定時株主総会招集ご通知」から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 2 ページ
(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要
(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の支配に対する基本方針 7 ページ
1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要
2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要
4. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

II. 連結株主資本等変動計算書 13 ページ

III. 連結計算書類における「連結注記表」 14 ページ

IV. 株主資本等変動計算書 29 ページ

V. 計算書類における「個別注記表」 30 ページ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をコンプライアンス体制と位置づけ、以下の体制をとるものとする。

- ① コンプライアンス体制の基礎として取締役を含む全役職員の行動倫理を定めた「企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備及び維持、発展を図る。
- ② 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置き、全社的な内部監査を行なう。
- ③ 取締役及び監査室は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告し、また遅滞なく取締役会等にも報告する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして「内部通報規程」を定め、同規程により内部通報制度の運用を行なう。
- ⑤ 監査等委員及び社外取締役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。全ての取締役は、必要に応じて、いつでも、これらの文書等を閲覧できる体制とする。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程として、「リスクマネジメント規程」を定める。この規程により、全社的な損失の危険（以下、リスクという）を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。また、監査室が必要に応じてリスクの管理状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告する体制とする。

4. 当社及び当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下、取締役等という)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に掲げる体制により、当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行わ

れることを確保する。

- ① 取締役会は、当社及び当社の子会社の全役職員が共有する中期経営計画を策定する。
- ② 中期経営計画を達成するために、当社及び当社の子会社は、事業年度毎に年度事業計画（年度予算、年度行為計画）を策定し、全役職員で共有する。
- ③ 当社及び当社の子会社の取締役は、年度事業計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策定する。
- ④ 当社及び当社の子会社の取締役は、職務に関する執行状況の報告や必要な情報収集を行い、必要に応じて改善策を策定する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

以下の体制によって当社並びに子会社から成る企業集団（以下、グループという）の業務の適正を確保し、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制をとる。

- ① 当社の「企業倫理行動指針」をグループ全社に適用し、グループの取締役・職員一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ② グループ経営執行会議を設け、重要事項の承認、情報の共有化を図る。
- ③ 「グループ関係会社管理規程」及び「グループ関係会社権限規程」を定め、その規程に基づいた一定の事項について、子会社は当社に報告することを義務付ける。また、一定の基準を満たすものについては、当社取締役会又はグループ経営執行会議への付議事項とする。
- ④ 当社監査室がグループ全社に対する内部監査を実施する。
- ⑤ 子会社の年度事業計画について、当社においてもその達成状況を定期的に管理し、必要な措置を講ずる。
- ⑥ 当社の「内部通報規程」をグループ全社に適用し、当社の監査室をコンプライアンスに関するグループ全社の内部通報窓口とする。
- ⑦ 当社グループは、反社会的勢力に対しては「企業倫理行動指針」に基づき、毅然とした態度で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持する。

6. 当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社には、当社の「リスクマネジメント規程」に準拠した規程を定め、損失の危機を管理する。また子会社は、当社の「グループ関係会社管理規程」に基づき、リスクに関する重要な事項について当社に報告する。

7. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

以下の体制により、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する。

- ① 当社のコンプライアンス委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。
- ② 当社のリスクマネジメント委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。
- ③ 当社の監査室の監査対象に、当社の子会社を含むものとする。
- ④ 当社及び子会社の取締役並びに当社の監査室は、子会社の法令違反や定款不適合を発見した場合は、当社の監査等委員会及び取締役会に報告しなければならない。
- ⑤ 内部通報制度の対象は、当社のみならず子会社を含み、子会社の取締役や従業員も当社への内部通報等が出来るものとする。
- ⑥ 当社の監査等委員及び社外取締役は、当社のみならず子会社の法令遵守体制や内部通報制度に問題があると認めるときには、取締役会で意見を述べて改善策の策定を求めることが出来るものとする。

8. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

以下の体制により、当社の監査等委員会がその職務を補助する使用人を求めた場合に対する事項及びその使用人の独立性並びに監査等委員会の指示の実効性を確保する。

- ① 監査等委員会は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができ
る。
- ② 監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締
役、監査室長の命令を受けない。また、監査等委員会補助者の任命・評価・異動・懲
戒は、監査等委員会の意見を徴し、これを尊重しなければならない。
- ③ 監査室所属の職員は、監査等委員会から職務の補助を求められた場合は、忠実に指示
命令に従わなければならない。監査等委員会の指示と監査室の方針が異なる場合は監
査等委員会の指示命令が優先する。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項があった場合には、速やかに報告する。

また、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を定期的に報告する。報告の方法については、取締役と監査等委員会との協議によるものとする。また、監査等委員会は必要に応じていつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来

る。

10. 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社及び子会社の役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」における通報先は監査室に加え、監査等委員を含むものとする。また、グループ全社に適用する「内部通報規程」により、通報者・報告者は、不利益な取り扱いを受けない。

12. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部のアドバイザーを任用する費用の他、調査に必要な監査費用を請求した場合は、その費用を負担する。また、費用の前払いが必要なときは前払いを行う。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することを求めることが出来るものとする。また、当社は、監査等委員会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムに関する取り組み

当社は、会社法が定める会社の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針」について、2016年6月30日開催の定時株主総会決議により当社が監査等委員会設置会社に移行したことを受け、同日開催の取締役会において修正決議を行い、その方針に基づいた運用を行っております。

2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、2015年10月1日の持株会社への移行を機に、「リスクマネジメント部」を新設しました。当社グループが食品を中心とする小売業を営むことから、リスクマネジメン

ト部には、お客様相談室、品質管理室、法務室を置いております。リスクマネジメント部においては、グループ全体でのお客様情報、品質管理に関する情報の共有を目的とし、毎月「リスクマネジメントグループ会議」を開催し、グループ各社の情報共有に関する取り組みとともに、専門家を招いた勉強会の開催を2018年度も継続しております。

なお、このリスクマネジメントグループ会議には、監査室所属の社員も参加しております。

3. 取締役等の効率的な職務の執行に関する取り組み

当社は、2016年6月30日開催の定時株主総会終了後の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行したことを踏まえ、「取締役会規程」、「取締役会規程細則」を改訂し、当社及び当社子会社の取締役等の効率的な職務の執行に資する体制を継続しております。

4. グループ会社における業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、2016年6月30日開催の定時株主総会終了後の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行したことを踏まえ、「グループ経営執行会議規程」を改訂し、毎月開催されるグループ経営執行会議にて、当社及び当社子会社における重要事項について審議するとともに、グループ各社の情報を共有する体制を継続しております。

5. 監査体制に関する取り組み

当社は、2018年6月開催の定時株主総会において、監査等委員でない社内取締役10名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）を選任しました。社外取締役を含む監査等委員である取締役4名は、2018年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜意見を述べております。また、全ての監査等委員会にも出席し、会計監査人、監査室所属の社員と監査等に関する情報共有の場を設けるとともに、各事業部門の責任者等へのヒアリングを通じて、各事業における状況の把握に努めております。

会社の支配に対する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループとしての企業価値の源泉、及び当社グループが保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為であっても、当社の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを否定するものではありません。当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきものであると認識しております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社への大量買付行為において、その目的から見て企業価値の向上及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えており、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 企業価値の源泉

当社グループは、1958年（昭和33年）岐阜県恵那市に「株式会社主婦の店」として設立された、セルフサービスを採用したスーパーマーケット1号店である「恵那店」をその起源としております。

その後当社グループは、スーパーマーケットの他にドラッグストア、ホームセンター、スポーツクラブなど、地域の多様なニーズに応じた事業を展開しております。

また、調達・製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築を志向し、製造・加工拠点、物流センター等のインフラを整備し、自ら中間流通機能を担いながら、流通経路の効率化や商品力の向上に努めております。

当社グループは、複数の業態を組み合わせた商業施設を開発するほか、グループ全体で中間流通機能の活用を進めるなど、経営資源を組み合わせることでシナジーを創出しなが

ら、企業価値の向上に取り組んでおります。

(2) 中期経営計画に基づく取組み

中長期的な企業価値向上に向けて、当社グループは、2015年3月期までの5ヵ年、2018年3月期までの3ヵ年を対象に、中期経営計画を策定・遂行してまいりました。

①基本方針

「店舗数から商品力へのパラダイムシフト」

成長志向に変わりはないものの、中長期的な成長イニシアティブを「標準的店舗の量的拡大」から「『商品力』を軸としたフォーマットへの転換」とし、店舗収益の改善を中心に収益性の向上を図る。

②重点施策

(1) 競争力あるフォーマットへの転換

- ・主力3事業（スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター）では、お客様の来店動機が「近さ」から「商品力」に変わるよう、専門性の追求や強化カテゴリーの魅力度向上を図る。
- ・スーパーマーケット事業では年間30～40店舗の改装や新設店の大型化・リロケーションを通じ、従来型店舗からの転換を急ぐ。ドラッグストア事業は引き続き成長ドライバーとしての役割を担うものの、改装と併せてリロケーションやスクラップ&ビルドを行い、専門性と利便性を兼ね備えた競争力ある店舗への転換を図る。
- ・資産効率の改善に向けて、グループの経営資源を有効に活用するとともに、上記の効果が見込めない不採算店舗については、3ヵ年で閉鎖や業態転換を進める。

(2) 製造小売業への進化

- ・お客様に選ばれる商品力、外販可能なサービス品質・コスト競争力を実現する。

(3) 新たな成長軸の確立

- ・スポーツクラブ事業では、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「Will_G（ウィルジー）」を3ヵ年でFC展開を併せて200店舗以上出店し、店舗網の早期構築によりシェアの向上を図る。
- ・地域の社会的課題を解決する機能の提供やインターネット販売業の展開拡大など、グループの経営資源を活かしながら、リアル店舗と共生する事業を育成する。

③配当方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、連結配当性向25%を中長期的目標としております。

なお、この中期経営計画の期間終了後については、改めて新たな中期経営計画を策定し、公表する予定であります。

(3) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、2015年6月開催の当社第58期定時株主総会の承認を得て、同年10月より持株会社体制へ移行しました。これにより、当社が当社グループの戦略機能を担い、経営資源の最適配分により企業価値の最大化を図るとともに、事業会社の業務執行に対する監督機能を担うことでガバナンスの強化を推進する体制としました。

また、持株会社と事業会社の組織体制を見直すとともに、責任と権限を明確化し、業務執行の迅速化と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行の迅速化に向けては「グループ経営執行会議」を設置し、事業会社の投資案件等の決裁を行うとともに、各事業会社の経営課題等を共有しております。

2016年には、6月開催の当社第59期定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行し、更なるガバナンス強化を図る体制といたしました。当社取締役会は、持株会社の業務執行及び事業会社の業務執行を行う監査等委員でない取締役10名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の計14名で構成されております。なお社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役2名と社外取締役2名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保する体制としております。

3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。

当社は、上記の理由により、2017年6月29日開催の当社第60期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、2008年6月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入し、同対応方針は2014年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を2017年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとして更新されており（以下「旧プラン」といいます。）、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要の修正を加えたうえで更新されたものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.valorholdings.co.jp/>）で公表している2017年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

（1）本プランに係る手続の設定

本プランは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様にご承認の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

（2）大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、本プランにおいて定められた手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合

には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(3) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役員もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

(4) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から情報を受領した事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

4. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記1の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
5. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,916	12,799	89,898	△2,608	112,005
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	1,693	1,693			3,386
剰 余 金 の 配 当			△2,357		△2,357
親会社株主に帰属する当期純利益			7,910		7,910
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		1,051		2,042	3,093
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加			17		17
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	1,693	2,744	5,569	2,042	12,049
当 期 末 残 高	13,609	15,543	95,468	△566	124,054

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	323	△2	129	△90	359	113	688	113,167
連結会計年度中の変動額								
新 株 の 発 行								3,386
剰 余 金 の 配 当								△2,357
親会社株主に帰属する当期純利益								7,910
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								3,093
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加								17
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	97	2	26	57	184	△11	5	178
連結会計年度中の変動額合計	97	2	26	57	184	△11	5	12,228
当 期 末 残 高	421	0	155	△33	544	101	693	125,395

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称 株式会社バロー、中部薬品株式会社、株式会社ホームセンターバロー、株式会社アクトス

CORE SUPPORT VIETNAM CO.,LTDは新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社石巻フーズ、株式会社フタバヤ、有限会社ジャパングリーンサービス及び三幸株式会社は、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

連結子会社であった株式会社郡上きのこファーム、株式会社北信州きのこファーム及び東邦産業株式会社は、連結子会社である株式会社バローファーム海津を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社バローファーム海津は中部アグリ株式会社へ社名変更いたしました。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

株式会社協働は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の適用範囲から除いております。

- (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

- (4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称 山成商事株式会社、株式会社アグリトレード

High-Pressure Support株式会社は、保有する株式をすべて売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
 関連会社である株式会社牧歌コーポレーション、株式会社旨味屋クラブ、株式会社織田ショッピングセンター、SEORO FOOD CO.,LTD.及び株式会社協働は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。
- (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
 該当事項はありません。
- (4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する事項
 決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、V-drug International CO.,LTD. 及び V-drug Hong Kong CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

製 品……最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原 材 料……最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～40年

その他(器具及び備品) 5～8年

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

長期前払費用……定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金……当社及び連結子会社の一部は、顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えるため、当連結会計年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

未回収商品券引当金……当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後に、収益に計上したものに対する将来の回収見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度における期末要支給額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により合理的に見込まれる中途解約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - ③ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ①消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ②のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間(3～8年)で均等償却しております。

II. 表示方法の変更

連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に区分表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,291百万円
機械装置	16百万円
土地	531百万円
計	1,838百万円

(注) 建物のうち59百万円は、当社がテナント入店している建物所有者の借入金272百万円を担保するため、物上保証に供しているものであります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	650百万円
1年内返済予定の長期借入金	39百万円
長期借入金	590百万円
計	1,279百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 164,535百万円

3. 保証債務

連結会社以外の以下の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

福井西部商業開発協同組合（連帯保証人16名）	272百万円
株式会社協働	83百万円
計	356百万円

Ⅳ. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	金額
店舗	土地及び建物等	岐阜県	476 百万円
		愛知県	245 百万円
		三重県	57 百万円
		静岡県	852 百万円
		福井県	268 百万円
		滋賀県	299 百万円
		山梨県	82 百万円
		新潟県	183 百万円
		その他	241 百万円
計			2,707 百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ、及び遊休状態にあり今後の使用目処が立っていない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額
建物及び構築物	1,950 百万円
機械装置及び運搬具	23 百万円
土地	16 百万円
リース資産	344 百万円
有形固定資産その他（器具及び備品）	217 百万円
無形固定資産（借地権他）	105 百万円
差入保証金	0 百万円
投資その他の資産その他（長期前払費用）	50 百万円
計	2,707 百万円

(4)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、建物及び土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基に算定した金額、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 53,987,499株 |
| 自己株式 | 293,231株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会決議	普通株式	1,229	24.00	2018年3月31日	2018年6月13日
2018年11月7日 取締役会決議	普通株式	1,127	22.00	2018年9月30日	2018年12月5日
計		2,356			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会決議	普通株式	1,398	利益剰余金	26.00	2019年3月31日	2019年6月11日

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (千株)				当連結会 計年度末 残 高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結会 計年度末	
当社	2011年ストック オプションとしての 新株予約権	普通株式	41	—	41	—	—
	2015年ストック オプションとしての 新株予約権	普通株式	200	—	—	200	101
合 計			241	—	41	200	101

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、店舗の開設のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債の発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は、後述のリスク回避のために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し短期貸付及び長期貸付を行っております。

差入保証金は、主に店舗の土地又は建物を賃借するためのものであり、契約先（地主又はデベロッパー）の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね5年以内であります。借入の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

預り保証金は、当社グループの店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を目的とした通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部で取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金の主なものについては、開発・資産管理部が契約先の保有する土地又は建物に抵当権を設定し、信用リスクを回避しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されており、財務経理部において四半期毎に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規定に基づき、財務経理部において四半期毎に契約先と残高照合等を行っております。連結子会社についても同様に、

デリバティブ取引管理規程に準じ、管理を行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
 営業債務、借入金、社債及び預り保証金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	18,494	18,494	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	8,453 △7		
	8,445	8,445	-
(3) 短期貸付金 貸倒引当金	196 △82		
	114	114	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,981	7,981	-
(5) 長期貸付金 貸倒引当金	973 △227		
	745	801	55
(6) 差入保証金	27,451	26,192	△1,258
(7) 支払手形及び買掛金	(41,564)	(41,564)	-
(8) 短期借入金	(20,547)	(20,547)	-
(9) 未払法人税等	(3,445)	(3,445)	-
(10) 社債（1年内償還予定を含む）	(10,030)	(10,018)	△11
(11) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	(54,301)	(54,209)	△92
(12) リース債務（1年内返済予定を含む）	(11,838)	(16,267)	4,429
(13) 預り保証金	(6,199)	(6,138)	△61
(14) デリバティブ取引	1	1	-

*負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,796	7,564	768
	債券	10	11	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	406	320	△85
	債券	104	84	△19
合計		7,317	7,981	663

(注) 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

(5)長期貸付金

時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6)差入保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に預託先の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7)支払手形及び買掛金、(8)短期借入金、並びに(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債(1年内償還予定を含む)、(11)長期借入金(1年内返済予定を含む)、並びに(12)リース債務(1年内返済予定を含む)

これらの時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(13)預り保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に当社の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(14)デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	76 百万円	-	77 百万円

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額336百万円)は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	10,659	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,453	—	—	—
短期貸付金	196	—	—	—
長期貸付金	144	225	339	264
差入保証金	1,019	3,443	4,637	18,351
合 計	20,472	3,668	4,977	18,616

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20	10	10,000	—	—	—
長期借入金	13,013	15,662	13,384	7,451	1,401	3,388
リース債務	1,872	1,600	1,265	1,345	555	5,197
合 計	14,906	17,273	24,649	8,797	1,956	8,586

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東海地方及び北陸地方を中心に賃貸用の商業施設(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
8,390	5,880

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。また、当期に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,320円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 153円06銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(アレンザホールディングス株式会社の子会社化)

当社は2018年11月8日開催の取締役会において、ダイユー・リックホールディングス株式会社(2019年4月1日付でダイユー・リックホールディングス株式会社はアレンザホールディングス株式会社へ商号変更しております。以下、「アレンザホールディングス」という。)を株式交換完全親会社、当社の完全子会社であった株式会社ホームセンターバロー(以下、「ホームセンターバロー」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行うことを決議し、株式交換契約(以下、「本株式交換契約」という。)を締結いたしました。本株式交換は、2019年2月15日開催のそれぞれの臨時株主総会において本株式交換契約が承認されたこと並びに本株式交換について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく待機期間が満了したこと、その他本株式交換契約に定める条件が満たされたことにより、2019年4月1日を効力発生日として実施いたしました。

これらにより、本株式交換の効力発生日である2019年4月1日付で、アレンザホールディングスは当社の連結子会社となりました。

なお、当社は2018年11月8日付で、アレンザホールディングスの筆頭株主である有限会社アサクラ・HD(2019年2月13日付で有限会社アサクラ・HDは株式会社アサクラ・HDへ商号変更しております。)との間で、同社の保有するアレンザホールディングス株式のうち30万株について、当社の指示に従って議決権行使その他の権利行使をすること等について合意し、同社との間で株主間契約(以下、「本株主間契約」という。)を締結しており、当社は本株主間契約に基づき2019年4月12日付で、同社の保有するアレンザホールディングス株式のうち30万株(取得原価313百万円)を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称と事業の内容

被取得企業の名称 アレンザホールディングス株式会社

事業の内容 ホームセンター事業、ペット事業等を行う子会社の経営管理

(2) 企業結合を行った理由

当社及びアレンザホールディングスが属する日本の流通業界においては、少子高齢化による消費・生産人口の減少、消費者の節約志向・ネットビジネスの成長等に見られる消費者の購買行動の変化、更にはオーバーストア・業態間競争の激化等、過去に経験したことのない変化に直面しており、事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

かかる状況及び課題認識を踏まえ、当社及びアレンザホールディングスは、グループ会社間でのプライベートブランド商品の販売・仕入の取引関係を通じ、両社ともに成長志向を強く有しているとの共通認識を得ていたことから、2018年6月より、流通業界を取り巻く変化に対し、持続的な成長を共に実現するための各種施策について協議を開始するに至りました。そして、当社及びアレンザホールディングスは、更なる「攻めの経営戦略」を打ち立てていくことが重要であるとの共通認識の下に協議を重ねた結果、業務上の提携関係にとどまらず、本株式交換によって、両社のホームセンター事業の統合を通じた事業規模の拡大を図るとともに、両社の間に強固な資本上の関係を構築し、その上で、両社の強みを持ち寄り、シナジー効果を最大化させることが重要との結論に至り、本事業統合及び本提携を行うこととしました。

(3) 企業結合日

2019年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

アレンザホールディングスを株式交換完全親会社とし、ホームセンターバローを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 取得した議決権の比率

50.21%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

本株式交換はアレンザホールディングスを完全親会社、ホームセンターバローを完全子会社とするものでありますが、当社がアレンザホールディングスの普通株式を取得したことにより、当社はアレンザホールディングスの親会社となることから、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、ホームセンターバローを取得企業、アレンザホールディングスを被取得企業とする「逆取得」としてパーチェス法が適用されることとなります。

2. 取得原価の算定等に関する事項
現時点では確定しておりません。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 103百万円

4. 株式の種類別の交換比率

(1) 株式の種類別の交換比率

ホームセンターバローの普通株式1株に対して、アレンザホールディングスの普通株式7,488.557株を取得いたしました。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社及びアレンザホールディングスは、本株式交換比率の算定にあたり、公正性を期すため、当社は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社を、アレンザホールディングスは、大和証券株式会社を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定し、それぞれ株式交換比率の算定を依頼しました。

大和証券は、アレンザホールディングス及びホームセンターバローについて、両社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による両社普通株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーは、アレンザホールディングスの普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、市場株価が存在することから市場株価法、また、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

このようにそれぞれ第三者算定機関から提出を受けた算定結果を踏まえて、また、各社において両社の財務状況、業績動向、当社の株価動向等を勘案し慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り合意しました。

(3) 交付した株式数
2,000株

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,916	12,670	124	12,795	322	59	28,200	11,806	40,388
当期変動額									
新株の発行	1,693	1,693		1,693					
剰余金の配当								△2,357	△2,357
建物圧縮積立金の取崩						△4		4	-
別途積立金の積立							200	△200	-
当期純利益								2,130	2,130
自己株式の取得									
自己株式の処分			1,051	1,051					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	1,693	1,693	1,051	2,744	-	△4	200	△422	△226
当期末残高	13,609	14,363	1,176	15,539	322	55	28,400	11,383	40,161

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,608	62,492	287	287	113	62,893
当期変動額						
新株の発行		3,386				3,386
剰余金の配当		△2,357				△2,357
建物圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
当期純利益		2,130				2,130
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	2,042	3,093				3,093
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			134	134	△11	122
事業年度中の変動額合計	2,042	6,252	134	134	△11	6,374
当期末残高	△566	68,744	421	421	101	69,268

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～40年

構 築 物 10～30年

器具及び備品 5～8年

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用……定額法

リース資産……

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。
ポイント引当金	顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えるため、当事業年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。
未回収商品券引当金	当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後に、収益に計上したものに対する将来の回収見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
株式報酬引当金	取締役を対象とした株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
店舗閉鎖損失引当金	店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により合理的に見込まれる中途解約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に区分表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険差益」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「保険差益」は12百万円であります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 86,543百万円

2. 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

福井西部商業開発協同組合（連帯保証人 16名） 272百万円

子会社である株式会社ダイエンフーズ及び中部アグリ株式会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

借入金 739百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 5,753百万円

長期金銭債権 150百万円

短期金銭債務 31,588百万円

長期金銭債務 1,404百万円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入

28,919百万円

販売費及び一般管理費

2,620百万円

営業取引以外の取引

180百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	金額
店舗	建物等	愛知県	144百万円
		静岡県	473百万円
		福井県	133百万円
		新潟県	56百万円
計			807百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び閉鎖の意思決定をした店舗等の資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額
建物	702百万円
構築物	49百万円
車両運搬具	0百万円
器具及び備品	1百万円
借地権	40百万円
長期前払費用	13百万円
計	807百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 293,231株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式88,000株が含まれておりません。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	10百万円
未払事業税及び地方法人特別税	45百万円
退職給付引当金	713百万円
貸倒引当金	487百万円
減損損失	1,295百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,181百万円
資産除去債務	1,719百万円
ポイント引当金	225百万円
その他	764百万円

繰延税金資産小計 6,445百万円

評価性引当額 △1,999百万円

繰延税金資産合計 4,445百万円

繰延税金負債

建物圧縮積立金	△24百万円
未収事業税及び未収地方法人特別税	△22百万円
未収配当金	△24百万円
その他有価証券評価差額金	△203百万円
固定資産評価益	△628百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,029百万円

繰延税金負債合計 △1,931百万円

繰延税金資産(負債)の純額 2,513百万円

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、店舗の建物、車両等であります。

Ⅷ. 退職給付関係に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	2,403百万円
② 未認識数理計算上の差異	△60百万円
③ 退職給付引当金	<u>2,342百万円</u>

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	231百万円
② 利息費用	11百万円
③ 数理計算上の差異の費用処理額	17百万円
④ その他（注）	<u>177百万円</u>
⑤ 退職給付費用（①+②+③+④）	437百万円

（注） 「④その他」は確定拠出年金への掛金であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付債務の期間配分方法	給付算定式基準
② 割引率	0.5%
③ 数理計算上の差異の処理年数	12～15年

発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住 所	資本金	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	中部薬品(株)	岐阜県 多治見市	1,441	直接所有 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 受取利息	4,968 9	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	7,660 820
	(株)アクトス	岐阜県 多治見市	80	直接所有 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 受取利息	4,180 8	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	5,326 820
	中部流通(株)	岐阜県 多治見市	52	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1) 支払利息	3,572 6	関係会社 短期借入金	4,361
	中部フーズ(株)	岐阜県 多治見市	95	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1) 支払利息	1,818 3	関係会社 短期借入金	2,961
	メンテックス(株)	岐阜県 多治見市	20	間接所有 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注1) 支払利息	4,430 7	関係会社 短期借入金	4,660
	(株)タチャ	愛知県 名古屋市 天白区	30	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1) 支払利息	7,019 11	関係会社 短期借入金	7,637
	(株)パロー	岐阜県 多治見市	100	直接所有 100.0%	資金の貸付 不動産の賃貸 収納代行及び 支払代行 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 受取利息 営業収入 (注2) (注3)	17,312 27 18,864	関係会社 短期貸付金 未収入金 立替金 未払金	14,451 1,374 3,275 25,944
	(株)ホームセンター パロー	岐阜県 多治見市	100	直接所有 100.0%	資金の貸付 不動産の賃貸 収納代行及び 支払代行 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 受取利息 営業収入 (注2) (注3)	4,730 7 4,761	関係会社 短期貸付金 未収入金 立替金 未払金	3,001 387 393 4,856
	VARO CO.,LTD.	大韓民国 釜山広域市	1,000 (百万ウォン)	直接所有 51.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注4) 受取利息	377 50	関係会社 長期貸付金	2,891

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 「資金の借入」及び「資金の貸付」は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は全銀協日本円TIBORに基づき合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
2. 「不動産の賃貸」の取引条件は、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。
4. VARO CO.,LTD.に対する貸付については、1,480百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において140百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,288円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 39円38銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。